

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	17
○建設業者に対する監督処分.....（建設管理課）	17
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	17
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	18
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	19
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（住宅課）	19
○特定調達契約に係る入札の公告.....（北海道選挙管理委員会事務局）	20
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	21
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	22
道監査委員公表	
○監査公表第6号.....	22
○監査公表第7号.....	23
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	23

告 示

北海道告示第351号
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を網走市役所の掲示場に掲示した。
平成28年5月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 通 知 の 内 容 平成28年農林水産省告示第1029号
2 所在が不明な者 工藤 光子

北海道告示第352号
建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。
平成28年5月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成28年4月25日
2 処分を受けた者
(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社ブレイス 村井 祐介
(2) 主たる営業所の所在地 札幌市豊平区平岸3条5丁目10-20-2
(3) 建設業の許可の番号 (般-25) 石第21568号
3 処 分 の 内 容
(1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
(2) 営 業 停 止 の 期 間 平成28年5月14日から同月20日までの7日間
4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第353号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。
平成28年5月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 産業大学沢（Ⅱ-02-0040）
(2) 土砂災害警戒区域の表示 北広島市中の沢、西の里（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北見東陵町5（Ⅱ-7-83-1930）
(2) 土砂災害警戒区域の表示 北見市東陵町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北広島西の里1（Ⅰ－0－259－259）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北広島市西の里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見昭和1（Ⅱ－7－90－1937）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市昭和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見公園町1（Ⅰ－7－62－2556）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市公園町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見公園町2（Ⅱ－7－85－1932）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市公園町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見東陵町1（Ⅰ－7－63－2557）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市東陵町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見東陵町2（Ⅰ－7－64－2558）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市東陵町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見東陵町3（Ⅰ－7－66－2560）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市東陵町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見東陵町4（Ⅱ－7－82－1929）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市東陵町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見東陵町6（Ⅱ－7－84－1931） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市東陵町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見東陵町7（Ⅱ－7－86－1933） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市東陵町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見東陵町8（Ⅲ－7－28－664） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市東陵町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見曙町（Ⅲ－7－27－663） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市曙町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第355号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成28年5月13日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><th>路線名及び縦覧場所</th><th>供 用 開 始 の 区 間</th><th>供用開始の期日</th></tr><tr><td>道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部</td><td>沙流郡平取町字貫気別31番2地先から 同郡平取町字貫気別31番4地先まで</td><td>平成28. 5.13</td></tr><tr><td>道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部</td><td>沙流郡日高町字三和95番1地先から 同郡日高町字三和95番1地先まで</td><td>平成28. 5.13</td></tr><tr><td>道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部</td><td>日高郡新ひだか町静内田原1番2地先から 同郡新ひだか町静内目名10番1地先まで</td><td>平成28. 5.13</td></tr><tr><td>道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部</td><td>日高郡新ひだか町静内神森346番1地先から 同郡新ひだか町静内神森68番2地先まで</td><td>平成28. 5.13</td></tr><tr><td>道道 根 室 中 標 津 線 北海道釧路総合振興局 釧 路 建 設 管 理 部</td><td>野付郡別海町中春別308番30地先から 同郡別海町中春別西町51番1地先まで</td><td>平成28. 5.13</td></tr></table> 北海道告示第356号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年5月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 道営住宅管理システム端末機器の賃貸借（14台分） 一式 2 落札を決定した日 平成28年4月25日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社H B A (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 落札金額 98,280円 5 契約の相手方を決定した手続	路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	沙流郡平取町字貫気別31番2地先から 同郡平取町字貫気別31番4地先まで	平成28. 5.13	道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	沙流郡日高町字三和95番1地先から 同郡日高町字三和95番1地先まで	平成28. 5.13	道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	日高郡新ひだか町静内田原1番2地先から 同郡新ひだか町静内目名10番1地先まで	平成28. 5.13	道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	日高郡新ひだか町静内神森346番1地先から 同郡新ひだか町静内神森68番2地先まで	平成28. 5.13	道道 根 室 中 標 津 線 北海道釧路総合振興局 釧 路 建 設 管 理 部	野付郡別海町中春別308番30地先から 同郡別海町中春別西町51番1地先まで	平成28. 5.13
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																	
道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	沙流郡平取町字貫気別31番2地先から 同郡平取町字貫気別31番4地先まで	平成28. 5.13																	
道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	沙流郡日高町字三和95番1地先から 同郡日高町字三和95番1地先まで	平成28. 5.13																	
道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	日高郡新ひだか町静内田原1番2地先から 同郡新ひだか町静内目名10番1地先まで	平成28. 5.13																	
道道 平 取 静 内 線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	日高郡新ひだか町静内神森346番1地先から 同郡新ひだか町静内神森68番2地先まで	平成28. 5.13																	
道道 根 室 中 標 津 線 北海道釧路総合振興局 釧 路 建 設 管 理 部	野付郡別海町中春別308番30地先から 同郡別海町中春別西町51番1地先まで	平成28. 5.13																	

- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年3月15日付け北海道告示第193号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道建設部住宅局住宅課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第357号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1ページ当たりの単価）及び調達予定数量
- ア 入札番号1 印刷物（選挙公報）の製造 8,773,200ページ
- イ 入札番号2 印刷物（選挙公報）の製造 7,618,800ページ
- ウ 入札番号3 印刷物（選挙公報）の製造 7,387,200ページ
- エ 入札番号4 印刷物（選挙公報）の製造 10,516,800ページ
- アからエまでについては、それぞれの入札とする。
- なお、ページ数は想定数であり、選挙の公示日の翌日以降に確定する。
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 入札説明書による。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 新聞用輪転機を所有し、ブランケット判の新聞巻取紙（連量19.0キログラム）による印刷が可能であり、納期までに所要量を印刷する能力があること。
- (5) 北海道庁本庁舎又は各総合振興局庁舎・振興局庁舎から交通機関を利用しておおむね1時間以内に到着できる位置に当該印刷業務に使用する設備及び工場を保有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定による条件付一般競争入札であるため、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成28年5月13日から同月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知し、資格者名簿の作成を行う。
- 4 契約条項を示す場所
北海道選挙管理委員会事務局
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第2研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道選挙管理委員会事務局）
- (2) 入 札 日 時 平成28年5月23日（月）午後4時（送付による場合は、同月23日午前11時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道選挙管理委員会事務局の入札のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法
入札は1の(1)のアからエまでについて、それぞれ実施するものとし、落札決定に当たっ

ては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、1の(1)のAからオまでにつきそれぞれ定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札書に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 契約書は1の(1)のAからエまでについて、それぞれ作成する。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)及び(13)から(15)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道選挙管理委員会事務局 (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 電話番号 011-204-5938 12 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : a manufactures of printed matter (election bulletin) 8,773,200 pages b manufactures of printed matter (election bulletin) 7,618,800 pages c manufactures of printed matter (election bulletin) 7,387,200 pages d manufactures of printed matter (election bulletin) 10,516,800 pages B Bid tendering date and time : 4:00 P.M., May 23, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than 11:00 A.M., May 23, 2016) C Contact : Office of the Election Administration Commission, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5938	(1) 調達をする物品等の名称及び数量 自動車（貨物兼乗用自動車） 1台（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供し、自動車1台を契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 平成28年8月5日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成28年5月13日（金）から同年6月1日（水）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課） (2) 入札日時 平成28年6月7日（火）午後1時30分（送付による場合は、
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道渡島総合振興局告示第60号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年5月13日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 入札に付する事項	

同月6日（月）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成28年2月23日付け北海道渡島総合振興局告示第30号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ（http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 7, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than June 6, 2016) C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido	Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416	道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
		北海道教育庁石狩教育局告示第83号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年5月13日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（北海道有朋高等学校）42台分 一式 2 落札を決定した日 平成28年4月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社JECC (2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 4 落札金額 200,340円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年3月11日付け北海道教育庁石狩教育局告示第54号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	
		道 監 査 委 員 公 表	
		監査公表第6号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成27年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果（第1回）を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成28年5月13日	

北海道監査委員 内 海 英 徳
北海道監査委員 小 林 郁 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成26年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成28年5月13日

北海道監査委員 内 海 英 徳
北海道監査委員 小 林 郁 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子

- 一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成28年2月2日付け北海道警察旭川方面本部告示第7号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
(2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察旭川方面本部告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月13日

北海道警察旭川方面本部長 池 田 康 則

- 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機13台の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
- 落札を決定した日
平成28年3月15日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社栄進堂
(2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号
- 落札金額
(1) 基本料金 0円
(2) 複写料金 0.59円
- 契約の相手方を決定した手続